

平成 27 年 11 月 6 日

## NHKの番組に対するBPOの意見についての総務大臣談話

### 総務大臣談話

- 1 昨年5月に放送されたNHK「クローズアップ現代」に係る、4月28日の行政指導については、昨年5月に放送されたNHK「クローズアップ現代」の内容が放送法に抵触すると認められたことから、放送法を所管する立場から必要な対応を行ったものであります。
- 2 また、放送法における番組準則に違反したか否かは、一義的には放送事業者が自ら判断するべきものですが、最終的な判断は、放送事業者からの事実関係を含めた報告を踏まえ、放送法を所管する総務大臣が行うものであります。つまり、放送法の番組準則は、単なる倫理規範ではなく、法規範性を有するものであります。
- 3 総務大臣による行政指導が拙速との指摘もなされていますが、4月9日のNHKによる調査委員会の中間報告で事実関係が概ね明らかであり、また、4月28日に最終の調査報告書が公表された後、その内容をしっかりと熟読し、一刻も早く具体的な再発防止体制を作っていたいただきたいという強い思いから行政指導文書を作成したものであり、拙速との指摘は当たらないと考えています。

- 4 総務省としては、再発防止策をスピード感を持って取り組み、国民視聴者の信頼回復に努めていただきたいとの思いで行政指導を行ったところであり、NHKにおいては、公共放送としての社会的責任を深く認識し、放送法・番組基準などの遵守及びその徹底を行っていただきたいと考えております。
  
- 5 なお、行政指導とは、「処分」のように相手方に義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提としているものであります。